## 守谷市告示第/49号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により取手都市計画下水道を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月15日

守谷市長 松丸 修久



1 都市計画の種類

下水道(守谷市公共下水道)

- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 排水区域

追加する区域

雨水 守谷市野木崎 字中道上、字中道上提内、字中道下、字中道上沖の各一部 汚水 守谷市野木崎 字中道上、字中道上提内、字中道下、字中道上沖の各一部

3 縦覧場所

守谷市役所都市整備部都市計画課

## 取手都市計画下水道の変更 (守谷市決定)

計画書

令和5年度

守谷市

## 取手都市計画下水道の変更(守谷市決定)

取手都市計画守谷市公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

## 2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 変更前面積 約 2,039ha (うち処理区域 約 2,039ha) 変更後面積 約 2,060ha (うち処理区域 約 2,060ha)

理由:本計画は、都市の健全な発展と生活環境及び公衆衛生の向上を図るとともに、 守谷市総合1号公園の整備計画に併せて公共下水道の排水区域の一部を本案の とおり拡大するものである。



